

## 新たな分別・収集の住民周知について

### 1. 実施時期について

広域化に向けた工程と各施設の稼働時期、分別区分等についてのスケジュールの一例を下図にお示します。

※実施時期や内容につきましては進捗状況等により、変わってまいります。

区分\年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
広域化に向けた工程	広域ごみ処理基本計画	新施設整備に向けて調整・統一すべき条件やルールを明らかにする													
	一般廃棄物処理基本計画（改訂）			両市町のごみ処理方針を規定する											
	施設整備基本構想				施設更新の前提条件、処理方式、設備・施設配置計画、事業手法、財政計画を立案する										
	施設整備基本計画					施設の基本条件、施設整備基本構想に基づく各種施設計画及び事業計画を立案する									
	設計・申請・業者選定														
	建設工事														
稼働の施設	西貝塚環境センター														
	伊奈町クリーンセンター														
	広域施設														
分別区分等	分別区分・排出方法の決定							◎							
	住民説明の実施【2.1】														
	広報・周知【2.2)、3】														
	新たな分別区分の暫定的実施【2.4】														
	新たな分別区分の本格実施【2.5】														

## 2. 広報及び啓発手法について

新たな分別区分・排出方法については広報及び啓発が重要であると認識しており、以下の手法等を検討してまいります。

### 1) 分別・排出の仕方に関する説明会の実施

○上尾市、伊奈町ごとに、自治会長や区長、衛生委員及び廃棄物減量等推進員を対象とし、分別や排出の仕方の変更点について説明会を実施。

### 2) 分別・排出の仕方を説明した「ごみ収集マニュアル」の作成・配布

○上尾市、伊奈町ごとに、ごみ収集カレンダーと併せて、分別や排出の仕方の変更点をまとめた「ごみ収集マニュアル」を作成し、全戸配布を行う。  
○分別・収集体制素案に関わらず住民にわかりやすく改善されるものであれば、「ごみ収集マニュアル」に適宜引用する。

○地域特性を把握したうえで、外国語や大きな文字のものも用意し、誰もが理解できるよう工夫を行う。

○周知方法としては、上尾市、伊奈町のホームページ等を活用し、周知していく。

### 3) ごみ集積所への掲示

○上尾市、伊奈町ごとに、新たな分別や排出の仕方を示した看板をごみ集積所へ掲示する。

### 4) 職員による集積所パトロール

○暫定的実施開始後数ヶ月は重点的周知期間とし、職員による集積所パトロールを行い、自治会長や区長、衛生委員及び廃棄物減量等推進員とも連携していく。

### 5) 不適正排出への対応

○新たな分別区分や排出方法を知らない人が多い場合は、効果的な広報及び啓発手法を検討する。特に行政の情報が行き届きにくい自治会未加入者、単身世帯、外国人等への対策を検討する。

○新たな排出方法を誤って理解している人が多い場合には、自治体と連携し個別に対応するとともに、誤りの事例を広報誌等に記載し、注意を促す。

○新たな分別区分や排出方法が守られない場合は、従来の手法を継続してごみの取り残し（収集しない）やルール違反シールの貼り付け等の措置を行い、排出者に正しく分別してもらうように促していく。